

初期契約解除制度に関するご案内

初期契約解除制度に関する重要なお案内です。十分にお読みください。

1. 初期契約解除の「対象サービス」

- (1) ケーブルスマホ タイプA
- (2) ケーブルスマホ タイプD

2. 初期契約解除の対象となる注文

- (1) 新規のお申し込み
- (2) 料金プラン変更
- (3) 契約更新

3. 初期契約解除の効力等

- (1) お客様は、サービス提供開始日、または「ケーブルスマホ契約内容のご案内」を受領された日の遅い方から起算して8日の間に、弊社（「株式会社コミュニティネットワークセンター」を指します。）に契約を解除する旨を書面により通知いただくことで「対象サービス」の初期契約解除を行うことができます。
- (2) この場合、お客様は
 - ① 損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。
 - ② ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金等、本紙「初期契約解除時にお客様にお支払いいただく費用」に記載の項目については請求されます。
 - ③ また契約に関連して弊社が金銭等を受領している場合には当該金銭等（②で請求する料金等は除く）をお客様に返還いたします。
- (3) 初期契約解除をされた場合、契約解除料、またはプラン変更手数料は請求いたしません。
- (4) 弊社もしくはひまわりネットワーク株式会社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が事実誤認をし、これによって初期契約解除の申告が可能な期間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付します。当書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
- (5) 料金プラン変更の注文を初期契約解除された場合、料金プラン変更前のサービスへお戻しします。ただし、システムの都合上、料金プラン変更前のサービスに戻せるのは、料金プラン変更後のサービスが提供開始となった翌月となります。また、この際、料金プラン変更前のサービスに戻すまでの間ご利用いただく料金プラン変更後のサービスに関わる料金はお支払いいただきますので料金プラン変更の前に予めご了承ください。
- (6) 「対象サービス」の契約解除に伴い、セット割等の割引やキャッシュバックの条件を満たさなくなる場合があります。詳しくは契約書面の割引条件をご確認ください。

4. 初期契約解除時にお客様にお支払いいただく費用

- (1) 「対象サービス」の事務手数料は、3,300円(税込)を上限としてお支払いいただきます。
- (2) オプションサービスまたは付加的な機能の事務手数料は満額お支払いいただきます。
- (3) 「対象サービス」の初期契約解除までの期間における基本料金（日割り）をお支払いいただきます。
なお「対象サービス」の基本料金には、①データ通信プラン基本料金、②音声通話機能付きSIMオプション基本料金、③音声定額オプション基本料金が含まれます。お客様がナンバーポータビリティ（以下、「MNP」という）により他社へ転出を希望する場合等において、初期契約解除が完了するまでの料金がかかりますので予めご了承ください。
- (5) 「対象サービス」の契約解除に伴って同時に解約されたオプションサービスまたは付加的な機能の初期契約解除までの期間における基本料金をお支払いいただきます。MNPにより他社へ転出される場合等において、

初期契約解除が完了するまでの料金がかかりますので、予めご了承ください。

なお、対象となるオプションサービスおよび付加的な機能は以下のとおりです。これらは、「対象サービス」の初期契約解除に伴い、自動解約となりますのでご注意ください。

- ① 留守番電話機能
- ② 迷惑電話撃退機能
- ③ 三者通話機能
- ④ 割込通話機能
- ⑤ 転送電話機能
- ⑥ 遠隔操作機能
- ⑦ その他、契約書面に別途記載のあるオプションサービスで、「対象サービス」の初期契約解除に伴い自動解約となるもの

- (6) 通話料金や音声定額の超過料金等、「対象サービス」、オプションサービスおよび付加的な機能に関する従量料金をお支払いいただきます
- (7) 料金プラン変更の初期契約解除を希望する場合に、料金プラン変更前のサービスに戻すまでの間利用したサービスの料金をお支払いいただきます。
- (8) 端末の売買契約は初期契約解除の対象外となり、お支払いいただきます。返品できませんのでご注意ください。
- (9) 「対象サービス」の契約解除に伴い、端末代金の割賦支払いに関する契約も解除となる場合もあります。その場合、端末代金の残額を一括でお支払いいただきますので、予めご了承ください。

5. 新規お申し込みにおける初期契約解除でMNP転出する場合の注意事項

- (1) 新規お申し込みにおいて新しい電話番号を発行したお客様については、初期契約解除の際、MNPによる他の携帯電話事業者への転出はできません。
- (2) MNPで他の携帯電話事業者への転出を希望される場合、弊社でMNP予約番号を発行します。予約番号の発行には3～4日程度かかりますので、予めご了承ください。
- (3) MNP予約番号には有効期限があります。有効期間中に他の携帯電話事業者へ転出されない場合、自動的に解約となります。その結果、同一電話番号で他の携帯電話事業者と契約できませんのでご注意ください。

6. 初期契約解除の申込み方法

以下の必要事項をご記入・確認のうえ、ひまわりネットワーク株式会社へ持参または送付いただきますようお願いいたします。

【記入事項】

- (1) 初期契約解除を希望する旨
- (2) お客様情報（氏名、住所、日中帯に連絡可能な連絡先）
- (3) 初期契約解除サービスに関する情報
- (4) ご契約に関する情報（サービス提供開始日、「ケーブルスマホ契約内容のご案内」受領日）
- (5) 「初期契約解除通知書」のご記入日
- (6) 「初期契約解除制度に関するご案内」に記載している事項について了承している旨

- ・原則として、ひまわりネットワーク株式会社にご提出いただいた日を申告日といたします。ただし、郵送により送付いただく場合は、「初期契約解除通知書」の郵便の「消印日」を初期契約解除申告日とさせていただきます。
- ・「初期契約解除通知書」に記載いただいた項目等に不備がある場合は、弊社またはひまわりネットワーク株式会社からお客様へご連絡させていただく場合がございます。
- ・お客様と一定期間連絡が取れない場合につきましては、初期契約解除の申込みを受け付けることが出来ない場合や、ご希望いただいた初期契約解除申告日に契約の解除等ができない場合がございますのでご了承ください。

【本件についてのお問い合わせ先ならびに書面送付先】

〒471-0061 愛知県豊田市若草町3-32-8
ひまわりネットワーク株式会社 コンシューマ営業部 行
お問い合わせ電話番号：0120-210-114
受付時間：9：00～18：00（土日祝営業 ※年末年始
を除く）

以上

記入日： 年 月 日

初期契約解除通知書

電気通信事業法第26条の3項に基づき、以下のとおり初期契約解除を希望いたします。

1. ご契約者様情報

氏名	
住所	〒 —
連絡先	— — (日中連絡が可能な連絡先の記載をお願いいたします)

2. 初期契約解除するサービスに関する情報

サービス名称	ケーブルスマホサービス タイプA ・ タイプD
ご利用者名	
解除する対象契約種別	新規契約 ・ プラン変更 ・ 契約更新
ナンバーポータビリティでの転出 (新規契約の場合のみ記入)	希望する ・ 希望しない
初期契約解除を希望する回線の 電話番号	— —

3. 契約に関する情報

サービス提供開始日	年 月 日
「ケーブルスマホ タイプA (または タイプD) 契約内容のご案内」 書面受 領日	年 月 日

以下の3点をご確認のうえ、お申し込みください。

- ☐ 「初期契約解除に関するご案内」を確認し、初期契約解除申告方法を了解しました。
- ☐ 「対象サービス」の初期契約解除または初期契約解除に伴うナンバーポータビリティでの他の携帯電話事業者への転出までの期間におけるご利用料金、および事務手数料等についてお客様にてご負担いただくことを了承しました。
- ☐ 「対象サービス」の契約解除に伴って同時に自動解約となるオプションサービスまたは付加的な機能がある場合は、その利用料金および事務手数料等についてお客様にてご負担いただくことを了承しました。

署名：